

大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に
関する条例

(忠岡町老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第1条 忠岡町老人医療費の助成に関する条例(昭和46年忠岡町条例第26号)は、廃止する。

(忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年忠岡町条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1 町長の項を次のように改める。

町長	忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和48年忠岡町条例第41号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
----	---

別表第2 町長の項を次のように改める。

町長	忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 住民票関係情報
----	---	--------------------

(忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年忠岡町条例第41号)の一部を次のように改正する。

題名中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者等」に改める。

第1条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者等」に改める。

第2条第1項中「各法」という。)の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」を加え、「もの」を「者」に改め、同項に次の3号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表において1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4

項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の6の別表において1級の第9号に該当する者（その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第1条第3項の別表第3において1級の第9号に該当する者

- (5) 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障害の程度が中度であると判定された者

第2条第2項第1号中「保護を受けている者」を「被保護者」に改め、同項第3号中「国民健康保険又は社会保険各法の規定により、国民健康保険法の規定による被保険者（被保険者）」を「国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法の規定による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員）」に、「の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者）」を「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者）」に、「被保険者等」を「対象者等」に改め、同項第4号中「忠岡町老人医療費の助成に関する条例」を「廃止前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例」に、「よる老人医療費の支給を受けることができる」を「より医療証の交付を受けている」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年忠岡町条例第22号）又は忠岡町子ども医療費の助成に関する条例（昭和49年忠岡町条例第11号）により医療証の交付を受けている者

第2条に次の1項を加える。

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。

第2条の2の見出しを「(所得制限)」に改め、同条第1項中「前年」を「前年の所得」に、「受けることになる」を「受けようとする」に、「前々年」を「前々年の所得。以下同じ。」に改め、「の所得」を削り、「規則に」を「規則で」に改め、同条第2項中「受けた者」の次に「(以下「被災者」という。)」を加え、「の間は、」を「は、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額以下になる者は除く。

第3条第1項中「国民健康保険法又は社会保険各法」を「、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に、「家族療養費及び特別療養費」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費」に、「食事の提供たる療養及び訪問看護療養」を「食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」に、「被保険者等」を「対象者等」に改め、同条第2項中「のいずれか」を削り、同項第1号中「について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる場合」を「医療に関する給付を受けることができるとき。」に改め、同項第2号中「場合」を「とき。」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

第3条に次の1項を加える。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を町が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、第5条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は町長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条及び第5条を次のように改める。

(医療証の申請)

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

(助成の適用)

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度の判定をされた者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日、又は特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を超えて遡及することはできない。

第6条を削る。

第7条中「受けた者」を「受けている者（以下「受給者」という。）」に、「町長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養」を「大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用」に改め、「するときは、」の次に「当該医療機関に」を加え、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、「その価額の限度において、」を削り、「による助成額」を「により助成すべき医療費」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条の見出しを（「不正利得の返還」）に改め、同条中「より」の次に「医療費の」を加え、同条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

(事実の調査)

第11条 町長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 町長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

第13条を次のように改める。

(助成の制限)

第13条 町長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、

又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例(昭和49年忠岡町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第4号中「入院時食事療養費(病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「入院等」という。))と併せて行うものに限る。

(以下「食事療養費」という。))又は」を削り、「特別療養費及び療養費の支給若しくは」を「訪問看護療養費、特別療養費、」に改め、「家族療養費」の次に「又は家族訪問看護療養費」を加え、「訪問看護療養」を「精神病床への入院」に改める。

第2条第1項中「居住する子ども」を「居住地を有する子どもであって、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者」に改め、同条第2項第1号中「により保護を受けている者」を「による被保護者」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に定めるもののほか補助事業者から医療費の助成を受けることができる者

第2条第3項第1号中「忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例」に、「医療費の助成を受けることができる」を「医療証の交付を受けている」に改め、同項第2号中「医療費の助成を受けることができる」を「医療証の交付を受けている」に改める。

第3条中「に対し次の各号に掲げる場合に」を「の疾病又は負傷に係る」に、「の助成を行い、その助成の額は」を「のうち、」に改め、「(被保険者又は組合員に対し保険者又は組合から家族療養附加金が支給される場合又は法令の規定により対象者に対し国又は地方公共団体から自己負担費用について医療に関する給付が行われた場合は、その額を控除した額とする。)」を削り、「一部自己負担額を控除した額とする」を「一部自己負担額を控除した額を助成する」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成

を行わない。

- (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。
- (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

第6条第2項中「受けた」を「受けている」に、「町長と契約を締結した病院、診療所又は薬局」を「大阪府内に住所を有し、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問介護事業者」に、「契約医療機関」を「医療機関」に改める。

第7条中「契約医療機関」を「医療機関」に改める。

第11条の見出しを（「不正利得の返還」）に改める。

第12条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

（事実の調査）

第12条 町長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

（報告等）

第13条 町長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

（助成の制限）

第14条 町長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

（忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第5条 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年忠岡町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生活の安定と健康の保持を図り、もって福祉の増進に寄与する」を「健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図る」に改める。

第2条第1項中「住所」を「居住地」に改め、「有する者」の次に「であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項第4号中「及び」を「又は」に、「指定障がい児入所施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「又は」を「若しくは」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例」に、「による医療費の助成を受けることができる」を「により医療証の交付を受けている」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「忠岡町老人医療費の助成に関する条例」を「廃止前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例」に、「による医療費の助成を受けることができる」を「により医療証の交付を受けている」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

第2条第3項を同条第2項とする。

第2条の2の見出しを「（所得制限）」に改め、同条第1項第1号中「所得（」の次に「各年の」を加え、同条第2項中「受けた者」の次に「（以下「被災者」という。）」を加え、「の間は、」を「は、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、」に改め、同条第4項中「かかわらず」の次に「、同項において計算される所得の額の計算方法について」を加え、「第1項に規定された」を「同項に規定された」に改める。

第3条の見出しを「（助成の範囲）」に改め、同条第1項中「規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）又は国民健康保険法（昭和33

年法律第192号)」を「国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「保険外併用療養費、療養費」の次に「、訪問看護療養費」を加え、「（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費」を「、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に、「食事の提供たる療養」を「食事療養若しくは生活療養」に改め、「係る給付」の次に「又は精神病床への入院に係る給付」を加え、「対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）」を「対象者等」に改め、「ひとり親家庭医療費として」を削り、同条第2項第1号中「について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養」を「医療」に、「が行われる」を「を受けることができる」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じた場合

第3条第3項を次のように改める。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を町長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによって行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費又は町長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第3条第4項を削る。

第4条第1項中「医療費の助成」を「この条例の適用」に、「で定める手続に従い、あらかじめ」を「の定めるところにより、」に改め、同条第2項中「に基づいて」を「があったときは、その資格を審査し、」に改め、「申請者に」を削る。

第5条の見出しを「（助成の適用）」に改め、同条第1項中「医療費」を「第3条の規定による医療費」に改め、「の属する月の初日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。

第5条第2項中「前項」を「、前項」に、「理由による」を「理由により」に改

め、「の属する月の初日」を削る。

第6条中「受けた」を「受けている」に、「第3条第4項」を「大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項」に、「契約医療機関等」を「当該医療機関」に改める。

第7条中「その価額の限度において」を「第3条の規定により助成すべき」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(譲渡等の禁止)

第8条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。

第10条第1項中「、規則で定めるところにより、住所・」を「住所、」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第11条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第11条 町長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 町長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 町長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(忠岡町老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前における第1条の規定による廃止前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療費助成条例」という。）第2条に規定する対象者が、施行日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

2 施行日前における旧老人医療費助成条例第2条に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から忠岡町に住所を変更した者を含む。）が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、第3条の規定による改正後の忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例（以下「新重度障害者等医療費助成条例」という。）の規定を準用する。

3 施行日前における旧老人医療費助成条例第2条に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から忠岡町に住所を変更した者を含む。）が、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧老人医療費助成条例第3条に規定する助成の範囲については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前における旧老人医療費助成条例第2条に規定する対象者が、施行日以後新重度障害者等医療費助成条例又は第5条の規定による改正後の忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（以下「新ひとり親家庭医療費助成条例」という。）により医療証の交付を受けたときは、前2項の規定にかかわらず、助成の対象としない。

(忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 新重度障害者等医療費助成条例については、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

2 新重度障害者等医療費助成条例第2条第3項に規定する対象者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認める市町村の対象者について適用し、同条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をし

たことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認めない市町村の対象者については、なお従前の例による。

- 3 新重度障害者等医療費助成条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う準備行為）

第4条 新重度障害者等医療費助成条例第4条、第8条、第11条及び第12条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

（忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 第4条の規定による改正後の忠岡町子ども医療費の助成に関する条例（以下「新子ども医療費助成条例」という。）については、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 新子ども医療費助成条例第1条の2第4号に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う準備行為）

第6条 新子ども医療費助成条例第5条、第9条、第12条及び第13条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第4条の規定による改正後の同条の規定の例により行うことができる。

（忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 新ひとり親家庭医療費助成条例については、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 新ひとり親家庭医療費助成条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う準備行為）

第8条 新ひとり親家庭医療費助成条例第4条、第10条、第11条及び第12条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第5条の規定による改正後の同条の規定の例により行うことができる。